

インドネシアにおける特許権の 権利行使に関する手続



キン・ワウ・チョウ 弁護士



アリフィア・ファジュラ 弁護士

PT Rouse Consulting International

キン・ワウ・チョウ氏は、インドネシアの弁護士として活躍し、Rouse のプリンシパルでもある。主に紛争解決と強制執行を取り扱い、特許侵害、商標侵害、ソフトウェア契約紛争、特許および商標の異議申立に関する問題について、国内外のクライアントに定期的にアドバイスを行っている。アリフィア・ファジュラ氏も、弁護士およびプリンシパルであり、インドネシア事務所を拠点とする特許グループの責任者である。アリフィア・ファジュラ氏は、20 年以上の経験を持つ知的財産コンサルタントであり、インドネシアにおける特許業務をマネジメントし、複雑な特許実務、支援、検証業務に関する高い処理能力で知られている。

【概要】

インドネシアは、その人口規模と国民の豊かさの増加により、ますます重要な市場となっている。特許訴訟の件数は依然として少ないものの、その数は増加傾向にある。インドネシアの商務裁判所における特許権侵害の民事訴訟では、訴訟の提起から 180 日以内に決定を下す、という特徴的な制度が存在し、厳格に運用されている。本稿では、特許権侵害に対して取り得る措置を、民事手続および刑事手続の両面から、その概要を解説する。

【詳細及び留意点】

1. 権利行使の選択

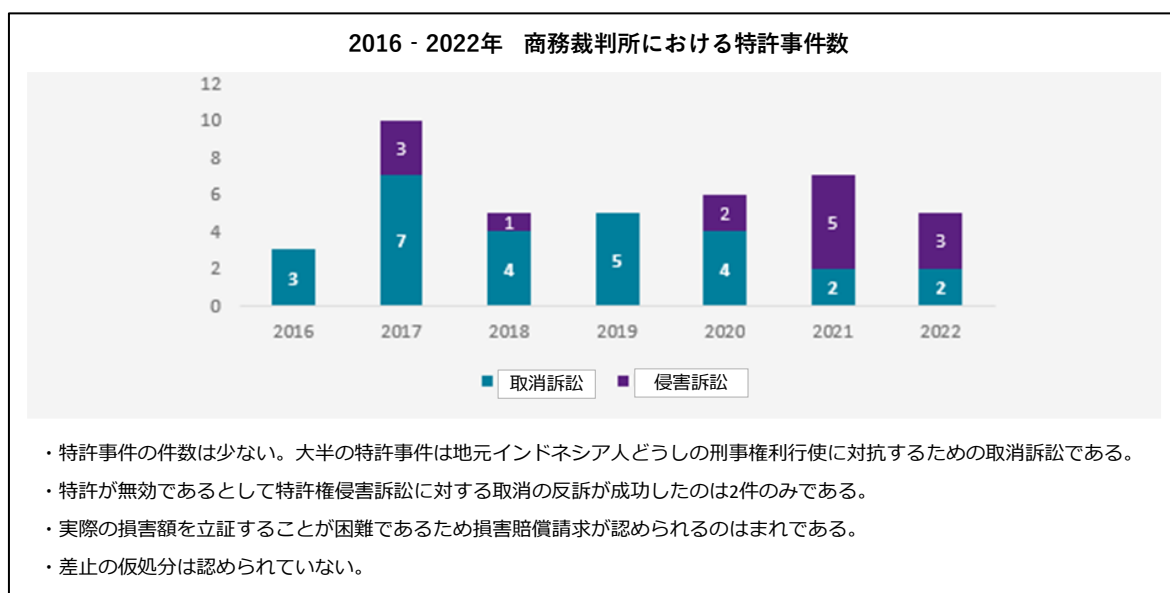
インドネシア特許法（以下「特許法」という。）では、特許権侵害に対して民事手続と刑事手続の両方の手段を取ることができる。

2. 民事手続

民事による特許権侵害訴訟（以下「侵害訴訟」という。）は商務裁判所に提訴する（特許法第 144 条第 1 項）。救済措置には差止命令と、侵害が故意に行われた場合には損害賠償命令（特許法第 143 条）が含まれる。

通常、侵害訴訟において損害を立証することは、困難である。そのため、裁判所

が多額の損害賠償を命じる事件は、ほとんどない。その理由の一つは、侵害訴訟における損害賠償の立証に関する明確なガイドラインが存在しないから、と考えられる。以下の表からわかるように、特許訴訟の事件数はまだ少ない。



* 商務裁判所が公表する統計に基づき作成。

(1) 管轄

侵害訴訟の管轄は、被告の所在地を管轄する商務裁判所とされる（特許法第 144 条第 1 項）。ただし、当事者の一方がインドネシア国外に居住している場合は、訴訟は中央ジャカルタの商務裁判所に提訴しなければならない（特許法第 144 条第 2 項）。

(2) 侵害訴訟を提起できる者

以下の者が、侵害訴訟を提起することができる。

- ・ 特許権者
- ・ 共有特許権者
- ・ 独占的实施権者、または非独占的实施権者

実施権がインドネシア知的財産総局（以下「DGIP」という。）に登録されている場合は、いずれの実施権者も侵害訴訟を提起することができる。

(3) 訴訟前のステップ

訴訟を提起する前に、警告書(停止命令書)を送付することが一般的に行われる。これは、損害賠償請求の民事訴訟を提起するための「故意」の要件を満たすために有効である(特許法第 143 条第 1 項)。また、刑事告訴に先立ち、調停による解決を図ることが刑事規定で定められている(特許法第 154 条)。

詳細なクレームと被疑侵害品の比較は有用であるが、すべてのインドネシアの弁護士が警告書送付の段階でクレーム・チャートを提供しているわけではない。警告書を送付した後も、書面によって交渉するのが一般的であるが、実際には対面での交渉が有効な場合もある。

これらの交渉が成功しない場合、次のステップは訴訟である。

(4) 民事訴訟手続

侵害訴訟は、3 人の裁判官からなる合議体によって審理される。特許権侵害の民事訴訟手続は一般的に次のようになる。

- ・ 訴状および委任状とともに訴訟を提起
- ・ 廷吏による訴訟手順の送達
- ・ 裁判所による第 1 回審問期日の決定
- ・ 被告による答弁書
- ・ 原告からの答弁書
- ・ 被告からの再答弁書
- ・ 原告からの証拠提出
- ・ 被告からの証拠提出
- ・ 必要な場合は原告からの通常証人／専門家証人
- ・ 必要な場合は被告からの通常証人／専門家証人
- ・ 最終口頭弁論
- ・ 判決

第一審判決は、訴訟提起から 180 日以内に言い渡されなければならない(特許

法第 146 条第 1 項)。この規定は、裁判所の実務において厳格に守られている。

侵害訴訟と特許の有効性に関する手続を分離するいわゆる分離審理は採用されていない。したがって、被告は特許権侵害に対する抗弁として、新規性または進歩性の欠如を理由とする特許取消の反訴を、提起することができる（特許法第 130 条）。

(5) 上告

敗訴した当事者は、商務裁判所の判決を受領した日から 14 日以内に、最高裁判所に上告することができ（特許法第 149 条第 1 項）、上告審は 180 日以内に決定が言い渡される（特許法第 152 条第 1 項）。

3. 刑事手続

(1) 刑事手続の流れ

故意による特許権の侵害は、以下のような刑事罰が科される可能性がある。

- ・発明特許を故意に侵害した場合、最高 4 年の懲役および／または最高 10 億ルピアの罰金（特許法第 161 条）
- ・簡易特許を故意に侵害した場合、最高 2 年の懲役および／または最高 5 億ルピアの罰金（特許法第 162 条）

刑事手続において、特許権侵害が立証された場合、侵害の結果生じた物品の没収および廃棄が命じられることがある（特許法第 166 条）。これらの物品は、通常、犯罪捜査段階において警察によって押収される。

警察への告訴と公判手続は次のとおりとなる。

- ・該当する警察署（通常は刑事捜査部の貿易産業課）に刑事告発を行う。告発は DGIP の捜査小局においても受け付けている（特許法第 159 条）。

- ・ 告訴人から供述が採られる。
- ・ 警察は、侵害を確認するために DGIP の専門家の意見を求めることができる。
- ・ 家宅捜索に入る前に、事件の検証が行われる。
- ・ 被疑侵害者への事情聴取が行われる。
- ・ 和解（告訴取下）が成立しない限り、事件ファイルが作成され、書類送検される。
- ・ 検察の起訴によって法廷で公判が行われ、有罪判決が下されるか、または事件が無罪判決となり棄却される。

(2) 専門家証人の証拠

専門家証人は頻繁に利用され、裁判所が選任した専門家証人も当事者が選任した専門家証人も相互に尋問が可能である。

インドネシアでは侵害訴訟はまれであるため、先進国司法管轄区の専門家など、侵害行為について裁判官に情報を提供する法律専門家を起用するのが一般的である。外国の訴訟当事者は、インドネシア国外から専門家証人を選任する可能性があるが、現地の適切な専門家を選任することが最善である。その理由は、現地の専門家証人であれば通訳を必要とせず、裁判官との意思疎通がより効果的になるからである。また、現地の専門家証人は、外国人の専門家証人が何らかの理由でインドネシアに渡航できない場合、有益なバックアップとなる。外国人の専門家証人の証言中に翻訳上の問題が生じた場合、現地の専門家証人が、インドネシア語で専門的な議論を行うことができる。

(3) 判決

侵害行為が検察によって立証されたとしても、裁判所が改善命令を下すことはめったにない。裁判所は、通常、罰金刑、または、執行猶予期間中の素行が良好であることを条件に、執行猶予付きの懲役刑を科す。

警察が DGIP から侵害鑑定を得る必要のある段階や、検察官によって裁判所において行われる刑事訴追の段階では、告訴人は刑事手続を制御することができないた

め、すべての特許権者が刑事手続の選択肢を好むとは限らない。また、検察官は通常、特許法の考え方に精通していないこともその理由である。

4. まとめ

インドネシアは、その人口規模と国民の豊かさの増加により、ますます重要な市場となっている。特許訴訟の件数は依然として少ないものの、その数は増加傾向にある。インドネシアの裁判所は、裁判所のウェブサイト判決を掲載することで、判決の質を高める努力をしている。インドネシアにおいて訴訟を提起することのメリットは、訴訟の提起から 180 日以内に決定を下すという規定である（特許法第 146 条第 1 項）。これは、特許権者による特許権行使の手続を、被疑侵害者が過度に遅らせようとする過去の問題を、この法定期間を設けることによって解決に導くものである。

【ソース】

- ・ 2016 年インドネシア特許法（インドネシア語）

https://jdih.dgip.go.id/produk_hukum/view/id/9/t/undangundang+nomor+13+tahun+2016+tentang+paten

- ・ 2016 年インドネシア特許法（日本語）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)